官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令（一三五七）　二
○毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（一三五八）　三
○自殺対策基本法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一三五九）　五
〔省　令〕
○管理栄養士学校指定規則の一部を改正する省令（文部科学・厚生労働一三）　四
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一〇五）　六
○栄養士法施行規則の一部を改正する省令（同一〇六）　六
○毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（同一〇七）　七
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一一八）　六
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十二条第一項の規定による変更の認証をした件（同一一九、一二〇）　六
○保安林の指定をする件（農林水産一五八六～一五九一）　七
○保安林の指定を解除する件（同一五九二～一五九五）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一四七～一四九）　八
○漁船の操業の制限等に伴う損失補償を行う期間及び損失補償申請書を提出すべき時期を定める件（同一五〇）　八
○道路に関する件（関東地方整備局一一五、一一六）　八
〔国会事項〕
諸事項　八
〔人事異動〕
内閣　内閣府　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項　九
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　九
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（埼玉労働局最低賃金公示六、兵庫同六）　九
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　10
〔公　告〕
諸事項
裁判所　10
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　10
会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部を改正する政令**（政令第三百五十七号）（厚生労働省）

第１　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令の一部改正

薬局製造販売医薬品の定義を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十七項第三号に規定する医薬品」とする。（第三条及び第四条第一項関係）

第２　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法施行令の一部改正

１　革新的医薬品等実用化支援基金の額が過大と認められた場合の納付金の納付の手続等

(1)　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「研究所」という。）は、厚生労働大臣から革新的医薬品等実用化支援基金（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号。３において「基盤研法」という。）附則第二十条第一項に規定する革新的医薬品等実用化支援基金をいう。以下同じ。）に充てる補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命じられたときは、厚生労働大臣の指定する期日までに、研究所が革新的医薬品等実用化支援基金に係る業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められるものに相当する額として厚生労働大臣が定める額を国庫に納付しなければならないこととする。（附則第十五条第一項関係）

(2)　厚生労働大臣は、(1)の納付金の額を定めるときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこととする。（附則第十五条第二項関係）

(3)　(1)の納付金は、一般会計に帰属するものとする。（附則第十五条第三項関係）